

＜広域認定制度 認定後に被認定者が受ける規定＞

広域的処理の運用に当たっては、次の規定が適用されますので、ご注意ください。

※以下、表中の「法」は廃棄物の処理及び清掃に関する法律、「令」は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令、「規則」は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則、「一廃」は一般廃棄物、「産廃」は産業廃棄物、「特管一廃」は特別管理一般廃棄物、「特管産廃」は「特別管理産業廃棄物」を示す。

規定の内容	根拠法令
運搬車又は運搬船の表示・書面備え付け	
被認定者（その委託を受けて当該認定に係る処理を行う者を含む。）は、認定に係る廃棄物の収集又は運搬を行うときは、 <u>次に掲げる事項を当該運搬車又は運搬船の外側に見やすいように表示しなければなりません。</u>	・規則第6条の19第1項（規則第12条の12の13において準用）
1 当該認定に係る廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬施設である旨 2 認定番号 3 当該認定に係る収集又は運搬を行う者の氏名又は名称	
被認定者（その委託を受けて当該認定に係る処理を行う者を含む。）は、認定に係る廃棄物の収集又は運搬を行うときは、 <u>次に掲げる書面を当該運搬車又は運搬船に備え付けなければなりません。</u>	・規則第6条の19第2項 ・規則第7条の2第3項第8号（規則第7条の2の2第4項において準用）
1 当該認定に係る認定証の写し 2 運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先を記載した書面	
処理基準の遵守	
被認定者（その委託を受けて当該認定に係る処理を行う者を含む。）は <u>処理基準に従い</u> 廃棄物の収集運搬・処分を行わなければなりません。 ・一廃の収集、運搬、処分等の基準：令第3条 ・特管一廃の収集、運搬、処分等の基準：令第4条の2 ・産廃の収集、運搬、処分等の基準：令第6条 ・特管産廃の収集、運搬、処分等の基準：令第6条の5	・法第9条の9第5項 第7条第13項の適用については一廃処理業者とみなす（第15条の4の3第3項において準用する場合は、第14条第12項の適用については産廃処理業者、第14条の4第12項の適用について特管産廃処理業者とみなす）
帳簿の備え付け・保存	
被認定者（その委託を受けて当該認定に係る処理を行う者を含む。）は、帳簿を備え、廃棄物の処理について環境省令で定める事項を記載し、保存しなければなりません。 ・一廃の広域認定の被認定者の記載事項・保存方法：規則第2条の5 ・産廃の広域認定の被認定者の記載事項・保存方法：規則第10条の8 ・特管一廃又は特管産廃の広域認定の被認定者の記載：規則第10条の21	・法第9条の9第5項 第7条第15項及び第16項の適用については一廃処理業者とみなす（第15条の4の3第3項において準用する場合は、第14条第17項の適用については産廃処理業者とみなす） ・法第14条の4第18項 法第7条第15項及び第16項の規定は、特管産廃処理業者（※）について準用する ※法第14条の4第17項の規定により、特管一廃の処理を行うことができる
名義貸しの禁止	
被認定者（その委託を受けて当該認定に係る処理を行う者を含む。）は、 <u>自己の名義で他人に廃棄物の処理を業として行わせてはなりません。</u>	・法第9条の9第5項 第7条の5の適用については一廃処理業者とみなす（第15条の4の3第3項において準用する場合は、第14条の3の3の適用については産廃処理業者と、第14条の7の適用については特管産廃処理業者とみなす）
広域的処理の認定の基準	
被認定者（その委託を受けて当該認定に係る処理を行う者を含む。）は、 <u>広域的処理の認定を受けた後も、規則に規定する3つの基準に適合している必要があります。認定を受けた内容（処理行程、管理体制等）を適切に実施してください。</u>	
（広域的処理の内容の基準）規則第6条の15（一廃）、規則第12条の12の10（産廃）	
（広域的処理を行い、又は行おうとする者の基準）規則第6条の16（一廃）、規則第12条の12の11（産廃）	
（広域的処理の用に供する施設の基準）規則第6条の17（一廃）、規則第12条の12の12（産廃）	